

○三鷹市市民のくらしを守る条例

昭和49年4月1日

条例第13号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、三鷹市民のくらしを守り利益の増進を図るために、市及び事業者並びに市民の果たすべき責務を明らかにするとともに、市民のくらしを守る施策の基本となる事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(市長の責務)

第2条 市長は、前条の目的を実現するため、市民のくらしを守る施策を策定し、市民が安全で安心な消費生活を営めるよう、これを実施しなければならない。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、供給する商品及び役務について、常に万全な措置を講ずるとともに、市が実施する市民のくらしを守る施策に積極的に協力しなければならない。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(市民の責務)

第4条 市民は、自ら進んで消費生活に関して、必要な知識及び情報を得て、消費生活の安定及び向上に努めなければならない。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

第2章 市民のくらしを守る会議

(設置)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、三鷹市市民のくらしを守る会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(所掌事項)

第6条 市民会議は、市長の諮問に応じ、市の計画する市民のくらしを守る重要な事項について調査審議し、答申するほか、必要に応じて当該事項について市長に建議することができる。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(組織)

第7条 市民会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者団体 3人以内
- (2) 一般市民 3人以内
- (3) 事業者 5人以内
- (4) 学識経験を有する者 5人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(任期)

第8条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第9条 市民会議に会長を置く。会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

(会議)

第10条 市民会議は、会長が招集する。

2 市民会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(一部改正〔平成22年条例21号〕)

第3章 雜則

(委員の報酬等)

第11条 委員の報酬及び費用弁償は、三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和27年三鷹市条例第68号）の規定により支給する。

（一部改正〔平成22年条例21号〕）

(庶務)

第12条 市民会議の庶務は、市長の定める部局において処理する。

（一部改正〔平成22年条例21号〕）

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月14日条例第21号）

この条例は、平成22年9月26日から施行する。

附 則（令和元年7月4日条例第4号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○三鷹市市民のくらしを守る条例施行規則

昭和52年12月9日

規則第37号

三鷹市市民のくらしを守る条例施行規則（昭和49年三鷹市規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、三鷹市市民のくらしを守る条例（昭和49年三鷹市条例第13号）

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一部改正〔平成12年規則23号〕）

（委員の定数）

第2条 条例第7条に規定する市民会議の委員の定数は、18人とする。

（一部改正〔平成22年規則27号〕）

（庶務）

第3条 条例第12条の規定による市民会議の庶務は、生活環境部生活経済課において処理する。

（一部改正〔平成4年規則32号・12年23号〕）

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成4年7月31日規則第32号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

付 則（平成12年3月31日規則第23号）抄

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成22年6月18日規則第27号）

この規則は、平成22年9月26日から施行する。